消費者安全に関する検討委員会
第５回議事録

国民生活局消費者安全課

第５回消費者安全に関する検討委員会
議事次第

日　時：平成 20 年 12 月 12 日（金）14:58 ～17:13
場　所：三田共用会議所第３特別会議室

１．開　会

２．議　題
（１）重大事故情報報告・公表制度のあり方について
①重大事故情報報告・公表制度の現状と課題
②今後の検討の論点
（２）消費者安全教育、リスクコミュニケーションのあり方について
①消費者教育の現状と課題
②リスクコミュニケーションの現状と課題
（３）リコール促進の共通指針（素案）について

３．閉　会

○升田委員長　定刻より若干前ですけれども、実は後で遅れてこられる委員の方がいらっしゃいますけれども、この時間に出席の御予定の委員の方が全員おそろいですので、時間の節約の関係もありますので、ただいまより第５回「消費者安全に関する検討委員会」を開催いたしたいと思います。

皆様におかれましては非常に年末の御多忙の中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、お手元にありますように、３つの議題を予定しております。第１に重大事故情報報告・公表制度の在り方、第２に消費者安全教育・リスクコミュニケーションの在り方、第３に、前２回の委員会で御議論いただきましたリコール促進のための取組みの強化に関わりまして、事務局より「リコール促進の共通指針（素案）」というものが提出をされておりますので、これについて御議論いただきたいと存じております。

それでは、早速でありますけれども、議事に入りたいと思います。まず、第１番目の議題であります重大事故情報報告・公表制度の在り方について取り上げていきたいと思います。このテーマにつきましては、これまで委員会で複数の委員の方から言及がございました。そこで、まず最初に重大事故情報報告・公表制度の現状と課題につきまして、経済産業省の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経済産業省三木課長　経済産業省の製品安全課長をしております三木でございます。よろしくお願いします。座らせていただいて御説明させていただきます。

本日は、資料１ということで重大製品事故報告・公表制度の概要と、もう一種類、この関連でニュースリリースと書いた、これは 11 月 26 日付の資料と２種類用意してございます。このニュースリリースの方は、実際に私どもで公表しております現物、サンプルでございまして、直近でリコールなどがあったものをこういう形で発表しておりますという参考資料でございます。

それでは、資料１に基づきまして御説明をさせていただきます。

１枚おめくりいただきまして、製品事故でございますけれども、これは釈迦に説法でございますが、ガス瞬間湯沸かし器の事故とか、石油温風暖房機の事故とか、さまざま事故がございまして、やはり製品安全の対策を進めていく上には、やはり実態をきちっと把握する必要があるのではないか。事故情報をきっちり押さえる必要があるのではないか。事故情報をしっかり押さえて適切なリコール指導とか、技術基準の見直しとか、そういう対策を取っていくべきではないかということでございます。

２ページで、この重大製品事故報告・公表制度ができたということでございます。これは一昨年の秋の臨時国会で、消費生活用製品安全法が改正になりまして、去年の５月 14 日からこの新しい制度ができております。

簡単に御説明いたしますと、重大事故が起きた場合に、報告義務を負うのは製造事業者・輸入事業者でございます。製品のメーカー等でございます。その重大事故が起きたということを消費者から直接、あるいは販売店を経由してメーカーがその事実を知ってから 10 日以内に主務大臣、通常は経産大臣でございますけれども、経産大臣に御報告いただく。それで、私どもで事故内容を公表する。必要に応じて措置を取るということでございます。

この報告制度の目的でございますけれども、まずはこういう情報をオープンにし、製品に問題があればリコール等をしていただき、あるいは消費者の不注意などによる事故原因もございますので、その場合に消費者の注意喚起をする。更には、こういう事故の分析に基づいて、製品の技術基準を改正あるいは制定する必要がある場合には、そういう法律の技術基準に反映するという目的でございます。

３ページで、この重大製品事故報告・公表制度の概要でございます。

まず、この重大製品事故とは何かということでございますが、３ページの下の方に大きく５つのカテゴリーがございまして、１つは死亡事故。それから、けがの場合は全治 30 日間以上の事故。これは投薬期間とかも含めての 30 日でございますので、入院が 30 日ではございません。それから、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災事故でございます。火災につきましては、消防当局が火災と認定した場合、火災事故となりますので、例えば発煙とか、畳が焦げた場合でも、通常、消防で火災認定がされれば火災事故という扱いになります。

こういう５つのカテゴリーの重大製品事故の場合に御報告いただくということでございますけれども、ただ、この場合に、製品起因かどうかというのは、なかなか、その場ではわかりにくいということでございます。それに対しまして、前広に御報告をいただいている。例えば、火事が起きた。燃えていた中にテレビがあったけれども、そのテレビが原因かどうかはわからないという場合も、一応、まずテレビメーカーから御報告をいただく。そういうたてつけになってございます。その後、受け付けた後に判断をしていくということでございます。

４ページでございますけれども、去年の５月 14 日からスタートしまして１年半強経ちました。これまでに約 2,000 件の御報告をいただいているところでございます。これをカテゴリーごとに言いますと、死亡、重症、火災、ＣＯ中毒、後遺障害ということで、約半分が電気製品でございます。少し焦げた、燃えたという度合いでも火災扱いになりますので、家電製品の事故が半分ぐらいでございます。残りがガス・石油機器で４分の１強で、その他という分類でございます。

５ページ目以降に、やや詳し目でございますが、それぞれの製品についてどういう事故が多いかということで、これは受付ベースで、電気製品ではこういうエアコン等の事故。それから、燃焼器具ではガスこんろ、風呂がま等が、６ページ以降に円グラフにしてございますけれども、こういう内訳になってございます。

より詳細に手続等を御紹介したものが９ページで「重大製品事故の公表の流れ」ということで、フローチャートにしてございます。

まず一番上にございますとおり、この法律に基づきまして、メーカー、輸入事業者から事故報告をいただきます。

その際に、燃焼系、ガス・石油機器と、それ以外について扱いを分けておりまして、ガス・石油機器の場合には、基本的には直ちに事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表いたします。

ガス・石油機器以外の場合には、製品起因が疑われる場合には事業者名等を公表する。それから、製品に起因して生じた事故かどうかが不明である場合には、一旦、概要を公表しまして、こういう事故が起きていますというものを公表いたしまして、その後、事故調査をメーカー、あるいは消防

等の部局でありますとか、私ども、あるいは私どもの関連のＮＩＴＥが分析をして、原因究明をいたします。

その場合に、製品起因が疑われる場合には第２段階の公表をいたしまして、第１段階で概要のみというところを更に分析して、事業者名、型式等の詳細を、製品起因が疑われる場合には公表する。

それから、やはりいろいろ調べたけれども原因不明というものがございます。本当に全部焼けてしまって何も残っていない場合には、なかなか製品起因かどうか、はっきりしないわけでございますけれども、そういう場合には不明という形で処理をいたしますけれども、その場合も事業者名等をこの第２ステップで公表いたします。

そういう製品欠陥ではない。例えば消費者の誤使用などということがある、製品の問題ではないのではないかという場合には、第三者委員会ということで、後で御説明いたしますけれども、第三者委員会の御審議を経て、これは対象外という処理をするということでございます。

次の 10 ページ目が、この第三者委員会ということでございまして、これは消費経済審議会の中の下部組織ということで位置づけまして、学識経験者、弁護士の先生、あるいは消費者関係の団体の方々。これは一橋大学の松本先生に委員長になっていただきまして、十数名でございますけれども、第三者委員会を開催して、直近で９回ぐらい開催してございます。大体、２か月に１回ぐらいのペースでやっておりまして、一旦、概要を公表して、原因がなかなかわからないものについて、その後、この第三者委員会で御審議をいただいて、製品事故ではないという判断でいいかどうか。あるいは原因不明という扱いで処理していいかどうかということを、個別の案件について御審議をいただいているということでございます。

11 ページが、この処理状況でございまして、約 2,000 件が、受付ベースの数字でございますけれども、これを、その後、処理をしていきまして、事業者名を公表しているもの、それから、製品事故ではないのではないか。例えば誤使用とか、そういうほかの要因によるものであるとか、あと、他省庁の所管案件とか、重大事故ではなかったということでカテゴリー分けをして処理をしていくということでございます。

ここで少し、今日、サンプルということでお持ちしました、もう一つのニュースリリースの方をごらんいただけたらと思うんですけれども、これが現物でございます。１年半で 2,000 件でございますので、年間、1,200～1,300 件、月に大体 100 件ぐらいございますので、毎週 20～30 件ぐらいは来るということでございます。ですので、今、私どもは日々、受け付けたものを、原則、週２回、こういう形でプレス発表しております。月曜日～水曜日に来たものを金曜日、木曜日と金曜日に来たものを翌週の火曜日に発表するということをやっております。

この参考のニュースリリースの１枚目でございますけれども、これが 11 月 26 日に発表した現物でございまして、これが公表内容でございます。１枚目に全体の概要がございまして、ガス・石油機器に関する事故が３件。その他の事故であって、製品起因が疑われるものが 12 件。製品起因か否かが特定できないものが５件。それから、製品起因でなく、今後、第三者委員会にかけるものが４件という形で発表してございます。

２ページ目以降に「６．特記事項」ということで、その回の製品事故の中で特徴的なものをこう

いうふうに御紹介して、プレスに記事などにして取り上げていただくということもございまして、こういう特記事項にしてございます。

２ページ目にありますものは、この回のときに温水洗浄便座のリコールということを併せて発表いたしまして、これは固有名詞があって恐縮でございますけれども、アイシン精機が製造してＩＮＡＸブランド等で販売した温水洗浄便座で、これについて重大事故が発生しているということで、メーカー側でリコールをするということで、リコールの発表に併せまして、11 月 26 日に私どもでこのプレスリリースをするとともに、メーカー側も同じようにプレスリリースをしたということでございます。

その対象機種、例えばどういうブランドで、どういう機種かということをこの２～３ページ目に書かせていただいて、４ページ目に事業者側でもプレス発表をしております、それから、新聞社告等の予定、あるいは消費者に対する注意喚起というようなことを書かせていただいております。

更に５ページで、これはこのとき、日立の電気洗濯乾燥機で事故がございましたけれども、これにつきましては既にリコール対象品でございまして、平成 17 年以降、新聞社告をやってきております。それで回収を進めてきているわけでございますが、回収率が 76.8%ということで、この回収途上で事故が起きたということで、注意喚起をさせていただいております。

更に６ページの（３）で、これは松下、現在のパナソニックの電気こんろ（一口こんろ）でございますけれども、これはスイッチ操作部が飛び出ていて、体が触れたりして、スイッチが知らない間に入ってしまうという事故がほかのブランドでも多く起きておりまして、これは業界を挙げてリコール・回収をしておるということでございますけれども、これについても、今回、事故が起きたということで、リコールの状況とか注意喚起について、こういう特記事項で説明をしているということでございます。

８ページ目以降が、この回の具体的な報告内容でございまして、８ページ目がガス・石油機器についてでございます。

ガス・石油機器については非常に危険性が高いということで、最初に受け付けた段階で事業者名とか型式を公表させていただいております。こういう形で、事故がいつ起きたか。報告をいつ受けたか。どういう製品で、どういう機種で、どのメーカーか。それで事故の内容を簡単に御紹介しているということでございます。

更に９ページで、これはガス・石油機器以外の事故で、製品起因が疑われるものでございます。

この９ページの前半の５件、事業者名にアイシン精機と書いていますところは、過去に発表したものでございます。これは平成 19 年から 20 年、今年にかけて、過去に重大事故ということで、一旦、概要公表なりをしたものでございますが、原因分析をしていって、製品起因が疑われることがわかりましたということで、まとめて過去の事故を５件、こういう形で御報告しておりまして、この５件についてリコールを発表するということでございます。

９ページの下から次の 10 ページにかけまして、これは当該週に報告を受けたものでございます。

10 ページ目の一番上が日立の電気洗濯乾燥機でございまして、これが先ほどの特記事項にありました、従前からリコールを実施しているもので、また事故がありましたということでございます

それから、10 ページ目の一番下が松下の電気こんろでございまして、これもリコールをしていて事故が起きたという、こういう形で御報告をさせていただいております。

11 ページでございますが、このガス・石油機器以外で、製品起因かどうかが疑わしい、まだ特定ができていないという場合には、こういうふうに概要だけを、メーカー名とか型式はまだ載せておりませんけれども、こういう製品でこういう事故があったということだけを御紹介しているということでございます。

12 ページ目が、最初の第１報の段階で、製品起因ではないのではないかということで御報告いただいたようなものでございまして、そういう製品についても、一応、概要は公表して、これは製品起因ではないと思われるわけですけれども、これらについても第三者委員会で御確認をいただいて、対象外という扱いにしているということでございます。

13 ページ目以降が、それぞれの製品のこういう写真とか、こういうものを併せてプレスリリースに載せまして、マスコミの方々、記者の方々に記事の参考にしていただくということでございます。

一番最後の 16 ページは、電気こんろのリコールについて、業界を挙げて 12 社で共同の取組みをして、こういうチラシをまいていますということも、このプレスリリースの中に取り上げておりまして、これはこういう形でプレスリリースをしまして、記者の方にもいろいろ御説明をして、メーカーだけのリコール、例えば社告だけですと、なかなか見ていただけないということもございますので、新聞やテレビなどにもニュースとして取り上げていただいて、消費者への注意喚起、あるいは回収が促進されるようにというふうにしているところでございます。

済みません、お戻りいただいて、最初の資料１でございますけれども、こういう形で重大製品事故の公表をしております。

更には、今、御紹介しましたような特記事項という形で、12 ページでございますけれども、プレス公表の特記ということで、こういうリコールが起きていますという御紹介がありますし、あるいはこういう使い方に御注意ください。例えばアロマオイルがしみ込んだタオルで火が出ますとか、そういうような御紹介を併せてやっているということでございます。

更には、13 ページにございますとおり「消費者への注意喚起」ということで、個別の問題で消費者に御周知いただいた方がいいようなものについては、私どもがやっていますセミナーの中でこういうテーマについて御紹介をしているということでございます。

更に、14～15 ページでございます。14 ページは国際的な連携ということで、私どもでいろいろ海外との連携を進めておりまして、アメリカとか中国、あるいはＩＣＰＨＳＯという国際機関がございまして、こういう事故情報の共有というようなことで、製品自体はグローバルに流れておりますので、こういう事故情報などもシェアをしていこうという取組みを始めているところでございます。

15 ページでございますけれども、重大製品事故については国に報告いただくということでございますけれども、それ以外の軽微な事故についてもなるべく情報を把握したいということで、ＮＩＴＥに事故情報収集制度ということで、重大製品事故以外の軽微な事故とか、事故につながり得るようなヒヤリ・ハット情報について、これは経産省関連の所管団体 400 団体に通達文書を出しまして、

重大事故は勿論、法律に基づいて報告いただくわけですけれども、軽微な事故についてもＮＩＴＥに情報提供いただきたいということでお願いをしておりまして、ＮＩＴＥで情報を集めて、重大製品事故の情報と併せて分析をするということをやっております。

それから、16 ページにございますとおり、重大製品事故報告・公表制度ができた昨年５月に併せてＮＩＴＥへの情報収集もお願いしたわけでございまして、ＮＩＴＥへの情報収集も増えておりまして、年間 7,000 件ぐらいの情報を集めている。重大製品事故が年間に直しますと 1,200～1,300 件でございますので、こういう 1,200～1,300 件の重大製品事故と、ＮＩＴＥで取ってある 7,000 件を合わせまして、事故の分析・対策を取っているところでございます。

簡単でございますが、以上です。

○升田委員長　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見等がございましたら、自由に発言をお願いしたいと思います。なお、全般的な問題につきましては、この後、事務局からの説明の後に時間を設けておりますので、そちらの方でお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。

中川委員、どうぞ。

○中川委員　製品欠陥によって起きた事故であることが明白でないかどうかというのは、どのぐらいもめるものなのかという少し雑駁な質問なんですけれども。第三者委員会で結構激しく意見が対立するのか、それともあまりそういうことはなくて、比較的スムーズにわかるものなのかということです。事案によるとは思いますけれども、これが最終的には法的紛争になるような可能性も結構はらんでいるというふうに認識しておくべきものなのかどうか。その辺りをお願いします。

○経済産業省三木課長　全く非常に難しい点でございまして、第三者委員会でも一件一件お諮りして、相当議論になる場合もございます。

事故も複数の要因がありまして、製品事故の場合も設計不良、製造工程のミス、それから、設置のミスとかいろいろあるわけですけれども、例えば消費者の誤使用と製品側の不具合と、両方で事故が起きていることもございますし、どちらの要因が強いかですね。あるいは消費者の不注意で起きた事故の場合も、例えば御高齢の方とか乳幼児向けだったら、例えばもっと製品側で対策をすべきではないかとか、あるいは消費者の不注意である場合であっても、例えば製品の取扱説明書とか、表示とかが適切であったかどうか。表示が不適切という場合には、仮に使用上のミスであっても製品起因の事故という扱いになりますし、第三者委員会のメンバーの方々は業界代表もいらっしゃいますけれども、消費者代表、それから、大学の先生、弁護士の先生もいらっしゃいますので、相当、意見が食い違う場合もございますけれども、軽々に白にするよりは、むしろ製品起因の疑いありとか、原因不明という形で、むしろ安全サイドで公表して、例えば１件目の事故であればそういう扱いですけれども、２件目、３件目と起きてくれば、よりはっきりと製品起因かどうかがわかってくるということだと思っております。

○升田委員長　ほかにいかがでしょうか。

島野委員、どうぞ。

○島野委員　今の 10 ページを見ますと、９回開催されまして、妥当性というものは 340 件と 158 件を今まで審議したというふうに見ればいいんですか。そうすると、498 件を９回でやるといいますと、１回で 55～56 件をやるということですね。それでかなり中の方まで議論が、今、言うように、誤使用というのか、比較考量すると、どちらが多いかとか、そういうようなところまで議論が行くものなんですか。

○経済産業省三木課長　おっしゃるとおりでありまして、大体２時間ぐらいの御審議時間でございまして、数十件扱うことにしておりまして、大体、ある程度パターン化されているものというのは少し語弊があるかもわかりませんけれども、同じような事故が起こっていて、こういう場合には製品起因とか、あるいはこういう場合には製品起因でないという、ある程度、カテゴリーのものは淡々と処理をしていって、少し御審議いただくようなものについて重点的に御審議いただくというスタイルでございますし、一応、表の中で御説明をしたりしているんですけれども、それについて御質問が自由にできるような形になっていますので、往々にして紛糾するといいますか、非常に激しい御意見になる場合もございます。

○島野委員　これは、公開でやっているわけではないんですね。

○経済産業省三木課長　第三者委員会の議事自体は非公開でございます。これは本当にメーカー名とか、それから、事故の内容を、消費者の方がどういう事故だったかということもありますので、非公開でやっております。

○島野委員　どうもありがとうございました。

○升田委員長　ほかにいかがでしょうか。

　鶴岡委員、どうぞ。

○鶴岡委員　報告義務の対象なんですけれども、１つは 30 日間以上の治療を要するということなんですが、30 日未満のケース、あるいは火災発生のおそれといったケースなどでも社告などでは登場しているケースが結構ありますね。これは社告で登場していないケースもあり得るのではないかということも想像できるわけですけれども、そうしますと、事業者間の公平性とかそういった点で少し問題が出てくる可能性がある。したがって、公平性、あるいはこのリコールの促進という観点から考えて、30 日未満でも、例えば多発するケースといった場合。それから、火災の発生のおそれがあると判断されたケース。こういったケースについては報告義務の対象にしてもいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省三木課長　重要な御指摘だと思います。重大事故の範囲が、どこまでが妥当なのかという御議論はいろいろな御意見がございまして、我々はこういうルールでやっているわけでございますけれども、報告制度の部分と、それから、リコール等の対応の部分がございまして、リコール等の措置については、必ずしも重大事故だけをリコールするわけでもなくて、これは各メーカーさんの御判断がいろいろございまして、重大事故は起きていないけれども、軽微な事故が多発しているのでリコールするとか、そういうケースもございます。

　例えば、仮に重大事故で起きているようなケースの場合にもＮＩＴＥで軽微な事故を集めておりますし、メーカーさんとお話をするときに、重大事故は何件、軽微な事故は何件ぐらい起きている

ということをトータルで分析しておりまして、これも釈迦に説法ですけれども、ハインリッヒの法則とか、そういう重大事故が１件あると、軽微な事故が 29 件とか、ヒヤリ・ハットが 300 件というふうに言われておりますし、やはりトータルで見ますと、リスクの高さ、危険度合いというものがよりわかりますので、そういうところも含めて、私どもでリコール等の御相談をメーカーさんとするときには、そういう軽微な事故等も含めて御相談させていただいております。

ただ、この報告制度の中身が、もっと細かな事故も、こういう国への報告義務ということで課すのかどうなのかということは一つ大きな議論だと思いますけれども、本当に小さな事故といいますか、ささいな事故まで御報告いただくとなると、メーカーサイドにとってかなり負担にもなりますし、どこまで、少し指を切ったとかというものでも報告するのかとか、これは非常に難しい面がございまして、今、我々としてはこういうスタイルでやっておりますけれども、いろいろと御議論いただければと思いますし、消費生活用製品の場合はこういうスタイルですけれども、ほかの品目とか商品によっては違うカテゴリーもあり得るのかもわかりませんし、報告の内容については割といろいろ、今後の課題ということだろうと思っています。

ただ、ヨーロッパとかアメリカの制度は、むしろ、もっと狭い限定というんでしょうか、製品起因がはっきりしたら、製品の問題があるという場合になったら報告せよという形で、より限定した制度でございますので、日本の場合は割と事故が起きたら、製品起因かどうかも含めて前広に報告してくださいということですので、報告いただいている対象の範囲としてはかなり広いものになっているのではないかと思っております。

○升田委員長　ほかにいかがでしょうか。

廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員　２つあります。

１つは先ほどの関係なのですが、10 ページの一番下のポツで、公表後の原因究明の結果、製品事故ではないとする判断の妥当性の有無については 340 件ということだと思うのですが、この中に、更に、結局、公表したけれども、製品事故ではないということになったケースの場合がどのくらいあるのか、もし可能であれば教えていただきたい。そして、その場合、何か事後的に、結局、別の原因だったことがわかったということなのでしょうけれども、どういう措置を取るかということを伺いたいです。それから、下の方についても同じようなことが伺えればありがたいというのが１つです。

もう一つは、財産損害かどうかというところで、消費生活用製品安全法は基本的には生命・身体損害の場合だと思うのですけれども、しかし、電安法では火災というものを考慮している。そうすると、火災が起きたが損害は財産についてだけの場合でも入ると思うんですけれども、この点で、例えば電安法以外の場合も、財産だけの損害でも、火災でなくてもかなり広がりがあるとか、そういうところではむしろ規制対象に入れていく必要があるかどうか。この点も伺えればと思います。

○経済産業省三木課長　ここに挙げております数字は、第三者委員会で製品事故ではないと御判断いただいたものが 340 件で、原因不明として処理されたものが 158 件ということで、済みません、ここの書き方が丁寧でなくて申し訳ないんですけれども、さまざまな案件がございまして、再び御

議論いただいて、結果としてこうなったものがこの数字ということでございます。

それで、火災等も勿論ございまして、これは非常に難しゅうございます。火災などの場合には、その製品が原因で火災が生じたのか、外火、もらい火で生じたのかというのがなかなかわかりにくい面もございますし、それから、製品が燃えているんですけれども、どういう不具合があったかわからないという場合もございまして、これはＮＩＴＥ等でいろいろ調査をします。例えば溶融痕がどういうふうに残っていたとか。

○廣瀬委員　済みません、因果関係の話ではなくて、結局、事故は人身損害が全くないけれども、いろいろ広がりがあったりして、公益上、やはり製品の流れをストップした方がいいというような判断が必要な場合があるのではないかということです。火災については、そちらは割に昔から電気関係で規制されているわけですけれども、そういうことがほかの消安法についても、必要性があるのではないかというところについての御意見があれば伺いたいということです。因果関係がはっきりしている場合で結構なんです。

○経済産業省三木課長　わかりました。

生命安全への、勿論、けがとかそういう部分のカテゴリーと、それから、こういう火災などの損害の場合と両方あるわけでございますけれども、勿論、波及性とかそういうことを判断しながらやっているということでございます。

済みません、御質問の趣旨がよくわかりませんでした。

○廣瀬委員　消費者安全法の法案などでも、生命・身体だけでなく、消費者の財産についても安全を図りたいという大きな筋はあるんですけれども、リコールというようなことになってきますと、余り広げると現実的でないことがあると思うんです。そこで、生命・身体に対する被害が放っておくと大きくなっていくという場合、これはやはり第一に考えなくてはいけませんけれども、それ以外の財産損害の段階でも、場合によってはリコールなどをした方がいい場合もあるかもしれない。この辺が争われるわけです。

そこで経産省の関係では、火事ということで財産損害についても踏み入っている部分が既にあるので、そこはある意味では先端的だと思うものですから、そういうことが良いのか、あるいはもし良ければほかのケースについても、すべては無理ですけれども、一定の限定した形ででも、財産損害だけれどもこれはストップさせる、あるいはリコールさせるとか、注意喚起することにした方がいい場合が、あるいはあるのではないかという気がするのです。

○経済産業省三木課長　御指摘はよくわかりました。

リコールについてはメーカーといろいろ御相談をするわけですけれども、最終的にはメーカーの御判断ですけれども、重大事故が起きているようなケースでリコールされる場合もありますし、それから、こういう軽微な、重大まで至らないような事故の場合でもメーカーで早目に判断をされる場合もありますし、あと、こういう安全要因以外の、例えば不具合とか、ほかの製品不良などの場合もリコールはされますので、リコール自体は非常に幅広い考え方でメーカーさんは対応していただいている。特に安全面で重要なイシューがあるときに、私どもでいろいろとお願いして、リコールをした方がいいですというようなお話をさせていただいているということだと思います。

○升田委員長　よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。ただいまの問題に関連しまして、事務局から関連資料が提出されておりますので、その資料の説明をお願いいたしたいと思います。

○野村消費者安全課長　お手元の資料２で、関連制度を整理した資料を配付させていただいてございます。関連する制度と申しますのは、６月に閣議決定してございます消費者行政推進基本計画の中で、重大製品事故報告・公表制度は消費者庁に移管するとともに、食品・製品・施設等の分野への拡大を検討していくという方針が定められてございます。そういうことで、この資料におきましては、食品・製品・施設の分野における事故情報の報告・公表制度がどんなふうになっておるかということを対比するために整理させていただいておるものでございます。

まず１ページ目のⅠでございますけれども、消費生活用製品に関しましては、今、御説明があったとおりでございます。

こうした事故情報の報告・公表制度が食品や施設の分野でどうかということでございますけれども、食品衛生法あるいは建築基準法というものは、相当部分の事務は地方公共団体に自治事務としておろされてございますけれども、自治体の方で、条例レベルで事業者に対して事故情報の報告を要請している事例がございます。

具体的には、食品分野におきましては、現在確認できますところでは 82 の自治体におきまして、事業者に対して事故情報を保健所等に速やかに報告するようにということを義務付けている例がございます。また、施設の分野におきましては、建築物の管理者に対しまして事故情報を報告するようにということを義務付けている事例がございます。ただ、これらはどちらも非常に新しい事例でございまして、食品の分野は平成 20 年４月以降の取組みだと聞いてございます。それから、施設の関係は平成 18 年からの取組みで、確認できておりますところでは、大阪府での取組み１例のみでございます。

２ページ目で、これらの報告されております内容や報告の時期について整理してございます。

食品施設におきましても、製品分野と類似の取組みがあるということではありますけれども、先ほどの御説明の中でありましたような、製品起因かどうかがはっきりしていない段階であっても、事業者名を付するなどの工夫をして、早期に公表する。確認ができた後は詳細までを公表するというふうに、製品分野では２段階の構造を取ってございますけれども、食品や施設の分野ではそうしたところまでは至っていないということでございます。

３ページ目で「II. 基準・規律に違反する事実の公表に関する主な現行制度」でございます。

今の２ページ目は事業者が事故情報を確認して、事業者の方から報告があったときに行政庁がそれを公表するものでありますが、こちらの方は何らかの情報源によって違反事実がどうもあるようだというときの対応ということでございます。こうしたときには、行政庁が報告を聴取したり、立入検査をし、その上で違反事実が確認されたときには指示や命令を発し、その後に公表するのが一般的な制度の構造になってございます。

ただ、若干、差がございますのは、製品分野及び施設分野におきましては、違反事実が確認されて、指示や命令をした後に公表するというふうになってございますが、食品、これはＪＡＳ法にお

きましては、備考欄のところでございますけれども、ガイドラインにおきまして違反事実が確認されたときには、指示を行っていない段階であっても公表する場合があるという運用が行われてございます。

これと類似の例としましては、やや分野は異なりますけれども、独占禁止法におきまして排除措置命令という仕組みがございますが、命令に至らない段階であっても、公益のために行政指導を行っている段階、警告を発しているような段階で公表するような例がございます。

４～５ページ目で「III. 事故情報のレベルに関連する主な現行制度等」でございます。

製品関係は先ほど御説明があったとおりでございますが、食品関係では中段にございますようなガイドラインが定められてございます。ここでは、例えば 50 人以上の発生、あるいは発生するおそれがあるという多発性の基準も設けているところでございます。

それから、海外の事例でございますが、アメリカやヨーロッパにおきましても、重大な危険、あるいは危険の重大性という概念で製品分野、食品分野で指針が定められてございます。

より具体的には５ページ目になりますが、ヨーロッパの各国に対するガイドライン、2004 年に定められてございますが、この中では危害の程度と危害の発生可能性というものを掛け算して、総合的な重大性を設定する考え方が取られてございます。

最後に、５ページ目の２番のところで、これは事故情報の報告や公表制度とは直接関わりませんが、消防庁が研究機関に委嘱をしたもので、患者をどういう病院に運び込むかという選定のための判断基準で、傷病のレベルを５段階に分けてございます。５段階のうちの軽度、中度、重度以上のものの仕分け方といたしまして、外科的なものか、内科的なものかといった 10 種類に類型化いたしまして、個別的に判断基準を設けている例がございます。この辺りは、今、製品で行われているもの以上の詳細な分類が、事故情報のレベルの判断には必要なのではないかという参考になるのではないかということでお示しさせていただいているところでございます。

○升田委員長　それでは、関連しまして、中川委員から資料が提出されておりますので、もし必要な範囲でありましたら、御紹介いただきたいと思います。

○中川委員　資料３でございますが、法律といいますか、専ら行政法の観点から、公表に対する諸問題を少し整理してみました。

まずⅠでございますが、公表といいましてもさまざまなものがございまして、差し当たり、ここでは３つに分けております。

「（１）リスク情報の公表」ですけれども、これは消費者の保護のためということでありまして、先ほどから御紹介のあります、消費生活用製品に関する報告と公表がまさにこの例であります。

（２）でございますが、これは事業者の側から見ますと、個人あるいは事業者が何らかの行為規範に違反したという情報を公表するという側面もございまして、公表されるのが嫌なので、行為規範を守ろうという効果をねらって行うものです。これを制裁的公表と呼んだりいたします。

それから、（３）。これはその他もろもろ、いろいろあるんですけれども、その中でも例えばということで、先般の事故米情報などを想定いたしまして、国民の間で不安があるので、政府としてはこのような認識であることを発表する。そういったタイプの公表などが、特に消費者行政において

は必要であろうということで書きました。

これは公表が必ず３つのどれかに分かれるということではなくて、どれか１つを主目的としつつ、しかし、多くの場合はそのほかの要素も事実上の機能として持っていることが多かろうということでございます。

次に、II でありますけれども、公表にはこのような幾つかの類型があるといたしまして、法的な問題として、適法な公表と違法な公表というものはどこで分かれるのかということでございます。

考え方といたしましては、そこの最初の３行に書いてございますようになるのではないか。まずは、いわゆる説明責務であります。政府が持っている情報は、本来は国民に対してすべて公開するのが出発点であって、ただし、国民のプライバシー、名誉権、経済的信用等の正当な権利利益を侵害するようなものは許されない。こういうバランスの話になるんだろうと思います。

具体的にどこでバランスをするのかの線引きでありますけれども、差し当たり、次の２つの場面での蓄積された基準を考慮するのがよかろうと思われます。

まず「（１）情報公開法制における開示・不開示の基準」であります。情報公開法制というものは、基本的には開示請求があって、それに行政は受け身で応えるわけでありますけれども、その受け身で応える場合に開示せざるを得ないという情報であれば、少なくとも行政が自らイニシアティブを取って発表することもできるだろうということで、つまり、適法であろうということで、この辺りが参考になろうかと思います。

具体的な基準は、その次の①、それから、２ページ目の②という辺りで書いてございます。

もう一つ、（２）でございますが、これは事後的な損害賠償責任ということで、場合によっては事前の差止請求の要件に応用して考える余地もありますけれども、公表したことが、事業者の経済的信用ないしは営業権等を侵害するという不法行為でないかどうかということに関する判例上の基準です。

ここでは一例といたしまして、O157 の情報公表に関して、実際に事業者が国を訴える国家賠償請求が起きておりますのでそれを用いました。脚注３に幾つかの判決がございまして、結局、最高裁は受付をしなかったわけで、高裁の段階で判決が確定しております。

それらの判例をざっくりまとめますと①から⑤まで、公益性がある公表であるのかとか、中身が真実であるかとか、そういったようなことであります。こういったことを組み合わせて適法かどうかを考えるというわけです。

以上を踏まえまして、次に、III でありますけれども、公表という場合に、これは行政法学ではとりわけ、制裁的な機能を持つものに注目しておりまして、それについて①で、法律の根拠規定が必ず必要なのではないかという議論が学説では比較的有力に展開されております。

他方で、学説におきましても、あるいは恐らく判例もそうだと思いますけれども、必ず法律の規定がなければ公表してはならないなどということにはならないだろうというのが恐らくはより一般的な見解だろうと思いますし、私自身もそのように考えております。ですから、差し当たり、ここは法律の根拠規定がなくても、公表してよろしいという出発点で考えた上で②が書かれています。

法律の根拠は不要だとはいえ、しかし、制裁的公表というものは、公表対象者に種々の不利益を

与えますし、事前にこれを差し止める訴訟あるいは差止仮処分というものは実際にはなかなか難しいところがあります。そもそもそのような訴訟をした途端に自分が公表予定の事業者であることが世間にわかってしまうこともございます。事後的な損害賠償というものも、やはり後の祭りというか、落ちたイメージを必ずしも十分に埋め合わせすることができないこともございます。さらには、行政の方も、国家賠償請求を恐れてなかなか公表ができないこともあると思いますので、どういう場合が適法な公表であるか。先ほど申し上げたようなところから、なるべく法律に書いておく方が望ましいのであろうと思われます。

その際、実体的要件、つまり、どういう情報であれば、どういう場面に公表しても適法であるということとともに、実体的要件だけではなくて、手続規定、つまり公表原案を相手方に示して、事実誤認がないかの確認、あるいは理由を書くといったような、実体と手続、両方にわたって記しておくのが恐らく最も周到なタイプの規定であろうと思います。なお、これは法律に書いていなければいけないというわけではなくて、内部的な要領でもよろしいかと思います。

そこで、３ページの最後の IV でございますが、今後、どのように考えていくかということなんですけれども、これは考え方としてもたくさんあろうかと思いますが、差し当たりの私の考えであります。

「（１）リスク情報の公表」については先ほど来、話題になっておりますけれども、消費生活用製品安全法をもう少し拡充するという方向性があろうかと思います。これは報告義務がありまして、これは先ほど私が質問をした点ですが,、報告をしたけれども、公表対象になるものかどうかについて、法的紛争はあり得るとは思います。これがもしさほど数が多くないということであれば、比較的、安定して運用できる制度の仕組みであろうと思われますので、まずはこれを拡大していくということ。

その場合に、①と②とありますけれども、①は対象とすべき情報の深さをどう考えるかです。「重大」レベル以下のものまで含めると、今度は恐らく報告対象かどうかについて更に紛争が増えますので、なかなか制度としてはワークしない可能性も検討しなければなりません。

②は、幅をどこまで拡げるかです。今度は監督官庁がないものについて報告しろといっても、なかなか実効性がないかもしれない。この辺りをどう考えるかという点でありまして、消費者安全法の活用という辺りがこの辺りで検討されるべきかと思います。

③でありますが、先ほどの資料で御紹介がございましたけれども、地方自治体の条例が、法律に先駆けて届出義務、それから、公表というものを定めている例がある。それを法律で吸い上げて、のっとってもいいのか、地方分権に反しないかという御懸念があるかもしれませんが、これは地方分権上、全く問題のないことであるということをここで指摘しておきます。

それから、④でございますが、国として公表すべき程度にまで熟度が至っていない情報ですけれども、なんらかの形で国民に周知すべきではないか、公表すべきではないかという場面をどうするかということで、なかなか悩ましいところです。一つの案といたしまして、国ではなく、国の省庁発表よりもすこしインパクトを抑えた形で、国民生活センターあるいはＮＩＴＥとしての見解発表をするに止める、そのかわりどのように国民生活センターやＮＩＴＥがスムーズに公表できるかの

法的な手当てをしておくという選択肢も考えるべきかと思います。

１）～３）と書いてございますが、センターから事業者への問い合わせが、きちんと出されたにもかかわらず全然回答してくれないといった場合に、それはそのまま公表しても、それが結果的に間違っていたとしても免責されるといったような規定であるとか、それと関連いたしますが、２）で、事業者たるものはセンターからの問い合わせにちゃんと答えなさい。答えなければ、それは公表されることに同意したものとみなすとか、かなり、これはドラスチックな案を書いてございますけれども、そういった形で公表の方向に進めていくという手がありえようかと思います。逆に言いますと、事業者にはセンターからの問い合わせに答える責任があるんだといったことを規定することによって公表制度を動かすというアイデアがあり得ようかと思います。

「（２）消費者庁における制裁的公表」でありますけれども、消費者安全法が制定されますと措置命令等が規定されます。そこで今度は、命令等をしたことの公表、あるいは種々の命令について、命令をしたことのみならず、それに従わなかったこと、あるいは命令の履行が十分ではないといったことについても公表するという運用をすることが考えられます。これは典型的な制裁的公表の例であります。できればそのような規定をおくことが望ましいのではないかと思いますが、法律はバランスが重要ですので、他方で事業者側のことも考えなければいけない。事業者側が、公表の差しとめとか、あるいは事後的に争う方法等、公表を前にすると事業者側は不利な立場になりますので、そこら辺についても、どういうことができるのか、万が一、行政が間違った公表をしてしまった場合についての手当ても考えておく必要があろうかと思います。

最後に（４）でございますけれども、準・事故情報で、結果的に、例えば国家賠償責任は免責するとした場合でも損失が発生している。これをいわゆる損失補償という、不法行為ではないけれども、補償すべきものと考えるのか。それとも、そんなものは事業リスクだというふうに割り切るのかといった辺りの論点もあろうかと思います。

以上でございます。

○升田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの点につきまして、何か御質問・御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員　１つだけ、私、もうそろそろ出なくてはいけないので伺いたいんですが、大変興味深く伺いました。勉強になりましたが、O157 などの、カイワレとかの問題で、結局、国側が公表したことに対して、これはやや早かったとした高裁判決もあり、それで最高裁でも確定したという話が１つあった。それと、今日のお話の、例えば４ページ辺りで「公表することについては免責規定を置く」という考え方があります。この辺の違いといいますか、最高裁も一応、ああいう形でＯＫを出したとすれば、それに対して４ページのように言える根拠とか、その辺を教えていただければ大変ありがたいと思います。

○中川委員　あの事件の場合は、判断も下級審でいろいろ分かれましたけれども、行政が発表前に十分調査したのかという辺りでかなり事実認定も変わったかなと思います。

私のレジュメの方の免責規定は、やはり十分調査をした。あるいは問いかけをした。１回電話をしただけではなくて、やはり何度もしたという、それなりに調査を尽くしたというところまでやっての免責ですので、そういう簡単なものをイメージしたわけではありません。そういった意味では、O157の事件の判決とは整合性が取れる形でのものをすべきだというイメージであります。

○升田委員長　ほかにはいかがでしょうか。

多分、今の議論されている事件は詳細な判決がありまして、恐らく、それをお読みいただかなければなかなか御理解いただけないということだと思います。

○廣瀬委員　実は、今のはいろいろ問題があるところだと私は思っています。

○升田委員長　そうだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。事務局の方のペーパーもありますので、そちらの方についても何かありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○廣瀬委員　一言よろしいですか。

事務局のペーパーも非常によくできているように思います。ただ、世界的にもまだ確実にこれでいいということは言える段階ではないと私は理解しています。発展途上の問題ですから難しいと思うのですが、例えば事務局の最後のページのグラフみたいになっているものも、左側の重大性を総合的に考える。危害の程度と、それから、危害の発生可能性を両方かけ合わせるという話が１つと、更に右の方で、脆弱な人とか、幼児とか、そういう場合と、そうではないというものを分けているわけで、もう一つ、そこに何かランクづけを入れようとしているのです。こういう話も、今後、さらによく検討する必要があるだろうと思います。これが１つ。

それから、先ほど私が問題提起したような、財産損害でもかなりの広がりがどんどん起きているような問題に対して、国としてやはり公益的な観点から、これは、今、事業者が何かやるべきだというようなこともあるかもしれない。そういうことについても一定の考えを出す方がいいかなという気が私はしております。

以上の２点だけでございます。

○升田委員長　御意見ということで承っておきます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

中川委員にも貴重なメモを提出いただきまして、どうもありがとうございました。それでは、今後、本日の御議論を踏まえまして、更に検討を深めてまいりたいと存じます。経済産業省の方にはヒアリングに御協力いただきまして、どうもありがとうございました。いつでも退席いただいて結構でございます。

それでは、第２の議題であります消費者安全教育及びリスクコミュニケーションの在り方について取り上げていきたいと思います。このテーマにつきましても、これまでの委員会で複数の委員から言及がございましたことから、本日は、関係府省からのヒアリングを中心に進めさせていただきたいと思います。

まず最初に、学校教育における消費者教育の現状と課題につきまして、文部科学省から御説明を

伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
○文部科学省小幡学校教育官　文部科学省の初等中等教育局教育課程課で学校教育官をしています小幡と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
今日は資料４として「学習指導要領（平成 20 年３月 28 日告示）における消費に関する主な記述」をお配りさせていただいておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。
もう御案内のとおりでございますが、学習指導要領は文部科学省の告示として定められているものでございまして、今回お付けさせていただいたのは、今年の３月に改訂をしたものでございます。大体 10 年に１度改訂をしておりますので、前回が平成 10 年でございましたから、今回も 10 年ぶりに改訂を行ったということでございます。
また学校教育においては、いろいろな教科の中でこの消費に関する取組みを行っております。例えば小学校１年生からは生活科もございますし、または特別活動とか、道徳とか、更には前回の改訂で導入されました総合的な学習の時間。これは、基本的には学校がその内容について定めるものでございますが、その中でも取り扱われているわけですけれども、今日は主に教科の中で取り上げられております小学校での家庭科、また、中学校での社会科と技術・家庭について資料として付けさせていただいております。
まず小学校でございますが、家庭科におきまして、内容として、ここにございますようなものが取り上げられているところでございます。
「Ｄ　身近な消費生活と環境」という項目におきまして、物や金銭の使い方と買い物について、その大切さに気づき、計画的な使い方を考えること。更には、身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できることということでございます。
また、２つ目といたしまして、環境に配慮した生活の工夫について、自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫できることというようなことが書かれているところでございます。
また、ここには記述していないわけでございますが、そのほかにも衣食住のそれぞれの指導の中で、いろんな物をつくることがございます。その中で、例えば製作に当たっては、適切な用具を正しく使うことが作業を効果的に進める上で大切であることに気づくとともに、製作に必要な用具について知り、安全に十分留意しながら使用することができるようにするというようなことも指導しているところでございます。
続きまして、中学校でございます。中学校では、主に社会科と技術・家庭で取り上げられているわけでございます。
まず社会科の方でございますが、公民的分野において内容として取り扱われているわけでございます。「（２）私たちと経済」という項目の中で「ア　市場の働きと経済」「イ　国民の生活と政府の役割」というようなことが書かれているところでございます。
具体的には「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働

きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる」というようなことが記述されております。

また、イでございますが「国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる」という記述が書かれております。

また、特に消費者の保護につきましては、2ページをごらんいただければと思いますけれども「3内容の取扱い」といたしまして、イでございますが「イの『消費者の保護』については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと」ということが留意事項として書かれているわけでございます。

ここに関して、具体的にどういう指導が行われているかということでございますが、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を担う。地方公共団体は、地域の社会的・経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させるということを意味しているということでございます。

また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させるというような内容について具体的に指導を行っているところでございます。

続きまして、技術・家庭でございます。特に家庭分野におけるものについて、今回、資料として抜粋しているところでございます。

内容といたしましては「D　身近な消費生活と環境」という項目があるところでございます。この中で、家庭生活と消費について、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。また、販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができることという内容が記述されているところでございます。

また、家庭生活と環境についてということで、自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できることというような内容となっております。

特に、この「D　身近な消費生活と環境」については「3　内容の取扱い」といたしまして、衣食住の学習との関連を図って、実践的に学習できるようにするということ。また、中学校でございますので、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うことというような内容が「3　内容の取扱い」として、留意事項として書かれているということでございます。

また、ここには記述していないところでございますが、この家庭分野におきましても、特に衣食住についていろいろ指導が行われているわけでございますが、例えば調理をする場合、またアイロンをかけたり、そういう器具の取扱いをする際には取扱説明書をしっかり留意して取り扱うというような指導をしっかりすることになっております。また、災害への備え、更には食品安全というこ

とで、食品保存方法や添加物などについての指導も行われているところでございます。

この学習指導要領は国の定める大綱的基準ということで、特に具体的な記述というものがないわけでございます。これに基づきまして教科書がつくられて、また、実際の学校現場でも教員が指導を行っているところでございます。ですので、文部科学省といたしましては、この文部科学省で告示いたしました学習指導要領に基づいて、一応、解説ということで解説書をそれぞれの教科でつくってはおりますけれども、基本的には法的拘束力のあるものはこの学習指導要領となりますので、これに基づいて教科書がつくられ、また、更には学校で指導が行われているところでございます。

以上でございます。

○升田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、食品分野におけるリスクコミュニケーションの現状と課題につきまして、食品安全委員会事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○食品安全委員会小平リスクコミュニケーション官　内閣府食品安全委員会事務局の小平と申します。よろしくお願いします。

資料５と、もう一つ、パンフレットがございますが、まずパンフレットの方を使わせていただきます。リスクコミュニケーションといいましても、さまざまな分野で取り組まれていると思いますので、私の方からは食品安全、更には食品安全委員会の取組みを中心にお話しさせていただきます。

このパンフレットの３ページをお開きください。３ページの上の方に、５年前に食品安全委員会ができたんですけれども、当時、ＢＳＥとかの問題が起こりまして、食品の安全性について新しい考え方を入れるということで、このリスク分析の考え方を導入することになりました。それに基づきまして食品安全基本法ができまして、その中で食品安全委員会の設立がうたわれたという状況でございます。

リスク分析の考え方というものは、ここの一番下に小さな字で書いてございますが、どんな食品にもリスクがあるという前提で、リスクを科学的に評価し、それを適切に管理していくべきという考え方でございまして、その３要素がそれぞれ、「リスク評価」をするところが食品安全委員会。これは科学的知見に基づいて、食品中の危害物質を取ってしまうことによって、どの程度、リスクを負うのかといった評価をし、それらの評価に基づいて、右の方に「リスク管理」というものがありますが、厚生労働省や農林水産省などで具体的にどのように管理をしていくかということを決めるということでございまして、また、それについて監視をしていくということでございます。例えば残留農薬とかになりますと、残留基準を決めて、それが守られているかどうか監視をしていくといったような形になります。それらの活動について、リスクコミュニケーションということで関係者とそういった情報の共有や意見の交換をしながら、この仕組みがうまく回っていくようにしていこうというのがリスク分析の考え方でございます。

リスクコミュニケーションにつきましては、下の絵にもございますが、食品安全委員会は、食品のリスク評価を中心としたリスクコミュニケーションを行っておりますし、厚生労働省や農林水産省におきましても、それぞれ管理につきましてリスクコミュニケーションを実施しております。また、当然、地方自治体におきましてもそれぞれの主体で実施されておりますし、企業の方でもそれ

ぞれ実施しているというような形になるかと思います。

４ページを簡単に御説明したいと思います。食品安全委員会は７人の委員がいるんですけれども、その下に専門調査会というところがございまして、その上から２つ目にリスクコミュニケーション専門調査会がございまして、どのように進めていったらいいかといった議論を専門調査会の中で行っているところでございます。

５ページで「食品安全委員会の主な役割」とありますが「２．リスクコミュニケーションの推進」というところがあります。食品のリスクを適切にコントロールして、健康の保護をしていくためには、リスクコミュニケーションが重要で、消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見を交換していくことがそれですということでして、食品安全委員会では、リスク評価の内容についても行うとともに、リスク管理機関、厚生労働省や農林水産省が行うリスクコミュニケーションにも協力するなど調整役的な役割も担っているということでございます。

それでは、具体的な内容を資料５に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

１枚めくっていただきまして、これは先ほど出てきたリスクコミュニケーションの基本的なところでございますが、消費者、生産者、加工業者、科学者、行政等々を含めた関係者の間で意見や情報を交換しながら、双方向のやりとりをしていきましょうという過程であるということでございます。

２～３ページ目は、先ほど御説明しましたリスクコミュニケーション専門調査会で、リスクコミュニケーションをうまく進めていくためにどんなことに留意していったらいいのだろうかといったとりまとめが平成 18 年の 11 月とかに出ておりますので、そんな内容を記載させていただいておりますが、このようなことに基づいて具体的な取組みを逐次進めているという状況でございます。

４ページをお願いいたします。具体的な取組みは、まずコミュニケーションを進めていく上で基本的な知識がある程度そろっていることは大変重要でございますので、基礎知識に関する理解の促進は基礎部分として重要かと思っています。そういう意味では、評価した内容についてわかりやすく説明するような資料とか、あるいは映像的にわかるようにＤＶＤを作成したり、ホームページからのプレスリリースや情報提供、Ｑ＆Ａなどもありますが、そういったものをつくったり、あるいはメールマガジンなどの発信によって情報を提供しているという部分でございます。

５ページ目は、もう少し双方向の意見の交換という部類に入りますが「食の安全ダイヤル」といったダイヤルを設けまして、国民の皆様からの食品の安全性に関するお問い合わせにお答えしていくということとか、あるいはその中でよくある質問についてはＱ＆Ａとして整理してホームページに掲載していくということに取り組んでおります。

また、全国 470 名の方に食品安全モニターということをお願いしておりまして、随時、食品の安全性に関する御意見等をいただきながら、それに対するお答えをしながら進めているというところもございます。

６ページをお願いいたします。ここはリスクコミュニケーションの前提である透明性の確保になると思いますけれども、委員会とか先ほどの専門調査会はすべて公開を原則としておりまして、議事録もホームページ等へ掲載しているところでございます。

また、リスクの評価をし評価書を出すわけですけれども、その案につきましては国民の皆様から意見とか情報をいただくといった取組みをしてございます。

７ページをお願いいたします。また、評価とかの内容はなかなか難しいんですが、皆様が関心のありそうなテーマにつきましては具体的に意見交換の場を設けまして、テーマを絞って講演を行ったり、討論を行ったりということで、具体的には最近のテーマとしまして、四角の中にくくってありますが、このようなことについて意見交換会の場を設けたりしております。

また、地方自治体でこういった場が設けられるときに、委員の方とかに講演をお願いするといった講師派遣も行っております。

８ページは、なかなかこういった意見の交換の場で創意工夫をするのは難しく、また、改善要望というものも大変多く出ておりますが、最近、私どもで留意している点では、目的とか対象者を明確にしながらやりたいとか、対象者にわかりやすい資料をつくりましょうとか、あるいは双方向性を工夫しようということで進めております。そういったことを少し工夫しますと、例えば理解度などではアンケートのパーセントが上がっているといったような状況も見られ、一つひとつ工夫をしながら進めていくことが重要かなと考えております。

９ページは、国でやりますとかということだけではなかなか難しいものですから、地域の中で、草の根的なものでも結構ですので、こういったリスクコミュニケーションを進めていっていただくような担い手の方を育成したいということで、リスク分析の考え方とか、食品安全委員会の活動などを理解して、地域でそういったコミュニケーションを進めていただく人の養成的なものも進めています。

それから、マスメディアというものは多くの方が情報を入れる大きな源となっておりますので、マスメディアの方との懇談をさせていただいたり、消費者団体、あるいは食品関連事業者等との懇談会などに取り組んでおります。

10 ページは、子どもを対象にして、難しい話をやさしく伝えたいと思い、食品安全の基本的なところを子どもさんと話してみるとか、そんな取組みも行っております。

ただ、リスクコミュニケーションは、食品分野では５年前にこういった考え方が入りましたので、なかなか課題が多いと思いますけれども、現在、食品安全委員会は５年間経過しまして、これまでの振り返りと、今後、どんなふうな改善ができるかということについて、今、検討しております。

11～12 ページは、現在、取り組んでいる内容でございますけれども、これらも含めまして、もう少しどんな改善ができるかを今年度中にとりまとめることになっておりますが、とりあえず、リスクコミュニケーションにつきまして、もっとニーズに応じてわかりやすい情報発信をしていくといったこととか、12 ページの辺りにありますように、双方向性にどのように気をつけていったらいいか。そして、マスメディアの皆さんとどのような関係を築いていったらいいか。そんなところがポイントかと思っております。

以上でございます。

○升田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、また関連しまして、東委員から資料が提出されておりますので、必要な範囲で御紹介

をお願いいたしたいと思います。
○東委員　それでは、簡単に説明させていただきます。資料８なんですけれども、こちらは私どもが内閣府の方の消費者教育の総合的な推進についての研究の中で出てきました、消費者教育の４つの分野、それから、４つのステージごとに掲げられた消費者教育の目標、あるいは学習内容といったマトリクスがあるわけなんですけれども、そのマトリクスの内容が、実際に高等学校の「家庭基礎」の教科書の中でどの程度取り上げられているのかを一度見てみようということで取り組んだものでございます。

それで、19 ページになりますけれども「図１　研究の枠組み」に書きましたように、21 世紀型消費者政策の中で、消費者基本計画などを中心に取り組んできた消費者教育の推進、体系化の枠組み、領域別・ライフステージ別の学習内容についての表記がございます。これについては、領域は安全と、契約取引と、情報と、環境。ライフステージの方は、幼児期、児童期、少年期、成人期。それで、成人期の中に高齢期も含まれるという枠組みでございます。

それぞれについて出てきた学習内容などにつきましては、次の 20 ページにあるような形で、実はもっと大きな表があるんですけれども、20 ページの表は、今の４つの領域について少年期の目標だけをピックアップしたものでございます。左の列に各領域ごとの消費者教育の全体目標。そして、今回、高等学校の教科書での取り扱われ方を見ましたので、高等学校に該当する少年期の目標をその横に掲げてございます。

今回、ここで議論になります安全につきましても、既にこういった整理がなされておりまして、全体目標の中では、①として、情報を確認して、商品を適切に選択できるという知識的な部分と、②として、事故や危害に適切な対応ができるという部分と、③として、安全のために協力して取り組むというような部分。この３つが大きな柱になっております。

該当する中学・高校生、いわゆる少年期の目標は、そこにありますように、具体的なマークとか、商品の選び方、相談機関の利用、法律や制度に関して目標が掲げてあるわけでございます。ほかのライフステージについても、こういったものが全部ございます。

それで今回、ここに関わって少し関連の情報提供をさせていただきたいと思いますのは、22 ページにございます「（１）安全領域」の、先ほど言いました３つの目標がございましたね。各目標の中に、このａ～ｅとか、ａ～ｃ、ａ、ｂといった教えるべき学習内容というものが掲げてございまして、それがＡ～Ｇの７種類の「家庭基礎」の教科書の中に取り上げられているのかどうかを大きくとらえたわけでございます。

それを見ていただきますとわかりますように、これは全部出版社が違うもので、比較的よく使用されている教科書ということで選択しましたが、まず「誤使用が危険だ」ということについて取り上げているところがほとんど見られないということです。

それから、「製品についてのマーク」についての取り上げ方が少ない。食品の表示とかマークについては比較的よく取り上げられているんですけれども、製品の安全マークについての取り上げ方が相対的に少ないということ。あるいは取り上げられていても、口絵のようなところにマークだけが載っていたりするというようなことです。

あるいは下の方に行きますと、「安全性に問題がある製品や食品に接したときに、身近な人に相談する習慣」というものがありますけれども、要するに安全性について何か問題があったときに、人間関係を使ってそれを解決していくような部分についてほとんど取り上げられていないということ。

あるいは最後の方ですけれども、「法律や制度が守られないときに、被害が発生することを理解すること」について、制度や法律が守られない、コンプライアンスが欠如していると被害が起こってきたりするというニュアンスよりは、むしろ被害に遭ったら法律で守ってもらいましょうといった形の表記のされ方になっている。この高等学校の安全領域についてそんな特徴がございましたので、御参考までに御紹介したいと思います。

以上です。

○升田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等がございましたら、お願いいたしたいと思います。

どうぞ。

○東委員　続けてで申し訳ございません。文部科学省さんと食品安全委員会さんの方と両方、何点か質問させていただきたいと思います。

文部科学省さんの方の説明についてなんですが、今回の小学校と中学校の学習指導要領、教科を中心にこういう消費に関する表記があるという御説明をいただきました。

私どもは、こういった消費者教育の総合的推進とかに関わってくるときに、低年齢からの継続的な消費者教育が非常に重要だと考えております。そのときに、小学校の家庭科が始まるのが５年生からなんです。それで、１～２年に生活科がございますけれども、そこでも多少、こういった内容は出てくるのかと思いますが、３～４年のところがなくなった形で、そして、５年生からまた家庭科が出てくる。そういった低年齢からの消費者教育について、安全のことを中心にお話しいただければ結構ですが、それ以外のところも含めて、体系的に学習内容を積み上げていくといったことについて、基本的にどういったお考えをお持ちかということをお尋ねしたいと思います。

食品安全委員会さんの方の説明についてですけれども、いろんな取組みで、例えばですけれども、このリスクコミュニケーションに関しまして、パワーポイントでつくられた資料５の４ページなどに、例えばｅ－マガジンということで配信されたりしている。あるいは意見交換会を実施されたりしている。また、リスクコミュニケーターを育成しているということで、多面的にリスクコミュニケーションを図る取組みをされているということで、その点はよろしいかと思うんです。

お尋ねしたいのは、こういったものを利用している人が一体どのぐらいといいますか、どういう人がこういったものを使って情報を得ているのかということでございます。例えば４ページのｅ－マガジンで、登録者が 6,580 名とありますが、こういったものに一体どういった人が登録をしているのか。意見交換会でどういう方が参加されているのか。あるいは、このリスクコミュニケーターの育成講座などもそうですが、どういった方が参加され、また、講座を受けられた後の方がどういった実践をされているのか。この辺りについて教えていただければと思います。

以上でございます。
○升田委員長　まず、文部科学省の方からお願いいたします。
○文部科学省小幡学校教育官　ありがとうございます。
今、御質問いただきましたとおり、確かに家庭科は５年生からということと、あと、生活科は１年生と２年生ということで、３年生と４年生に消費を主に取り扱う教科がないのではないかという御質問だったと思います。
基本的に生活科というものは理科的・社会的な内容で、それに併せて、子どもが小学校に入って、２年生になってという、身近な、自分の身の回りの環境とか社会について扱う科目でございます。それで、３年生から社会科という教科ができるわけでございますが、その中で３～４年生でも自分たちの住んでいる身近な場所、更には身近な生活について学ぶような内容がございます。基本的には地域社会での災害とか事故の防止ということで、直接、消費・安全というところにつながるかというのは少しあるわけでございますが、身近な生活を学ぶ内容というものは小学校３年生と４年生の社会でもございますので、そういう意味では１年生から６年生までの継続性・系統性というものは考慮しているのではないかと考えております。
○升田委員長　それでは、続きまして、食品安全委員会事務局の方からお願いいたします。
○食品安全委員会小平リスクコミュニケーション官　まず１点目でございます。ｅ－マガジンの登録者数が 6,000 名強ということで、消費者の方、また、事業者の方、行政の方が登録されておりますが、ただ、大変関心が高い方は登録されるということなんですが、いわゆる一般の方が登録されて読むというところまではいっていませんので、そんな状況かと思います。
また、意見交換会につきましても、消費者の方、また、テーマによって違いますが、関係する事業者の方、また、行政の方等々が見えられます。ただ、ここまで足を運んでこられるという面では、やはり関心が高い方に集中する形になります。
それから、人材育成講座の参加者ですけれども、割合としては行政の方が多うございます。更には消費者団体の方とか事業者の方で、いわゆる周りの方々と話し合いをするような部門にいる方になります。こういった食品の基礎的な知識を身につけて、地域の集まりで話したとか、あるいは私どもがＤＶＤとかをつくっておりますので、それを見ながら、みんなで食品の安全について話したとか、そういった小さなグループで取組みを進めていっていただいている。そんなところが多うございます。
ただ、いずれの取組みにしましても、関心の高い方は来られるんですけれども、いわゆるサイレントマジョリティーというんでしょうか、そういう方々にどうやってアプローチをしたらいいかというのは常に悩んでいるところでございます。
○東委員　ありがとうございました。
○升田委員長　そのほかにいかがでしょうか。
望月委員、どうぞ。
○望月委員　２点ほど御質問をしたいと思います。
まず１点目が、それぞれ、文部科学省の方におきましても、食品安全委員会事務局におきまして

も、食品の安全、また、消費者安全のための消費者教育ということでただいま御説明がありましたけれども、地方自治体の中でも同じような、例えばモニター制度のようなものを設けたり、あるいは地域の中で消費者安全教育をするための人材育成等をやっておりますけれど、地域の中では、この指導者になる人材がおりません。そういう中で、消費者安全委員会が中心になられて啓発活動を行うことも勿論ですけれども、各自治体の取組みとの役割分担や支援をどのようにしているのかということについてお伺いしたいと思います。

次に、食品安全委員会事務局の方の御説明の中でも、資料５の９ページに御説明がありましたように、年間 49 回、2,468 人の方々がリスクコミュニケーターとして養成されたということですが、この方々の地域分布についてお尋ねいたします。

○升田委員長　それでは、まず文部科学省の方からお願いいたします。

○文部科学省小幡学校教育官　文部科学省では、基本的に個別具体的な教科の内容の研修は恒常的には行ってはいないところでございます。今年は３月に学習指導要領の改訂を行いましたので、それぞれ学習指導要領の内容の周知ということで研修といいますか、各都道府県の教育委員会にいる指導主事に対して内容についての説明を行っているわけでございます。

各教科の内容の研修をどうしていくかは、各都道府県の教育委員会が基本的にはそれぞれ考えてやっているということでございます。ただ、文部科学省としても、例えば何らか必要な講師を派遣してほしいとか、そういうことがあればこちらとしても協力をさせていただきますし、さまざまな形で資料とかそういったものの提供も行っているところでございます。

○升田委員長　それでは、続きまして食品安全委員会事務局の方からお願いいたします。

○食品安全委員会小平リスクコミュニケーション官　資料５の９ページ辺りにつきましての御質問でございました。私、説明をはしょってしまいましたので、申し訳ございません。

これらの人材育成の講座というものは、地方自治体の方と共催をしてやってございます。といいますのは、地方自治体の方が一緒に絡んでいただかないと、地方自治体それぞれでいろいろな制度とかがあるでしょうから、その中でこういった人材をどう活用していくかというところが、私ども、フォローがなかなかできないものですから、地方自治体と共催でやらせていただいているということで、そういう面では地方自治体の取組みの支援という面にもなるのかなと思っています。

それで、ここの９ページの上のところに幾つかチェックのところが書いてございますが、まずは基本的な考え方を理解していただくような講座をするとか、あるいは会議などで上手に進行できるような能力を少しつけてみましょうということで、ファシリテーションというんですが、そういった能力をつけてみましょうとか、それから、今年度から始めたんですけれども、科学的な内容でも少しわかりやすく話せる能力をつけましょうかという、これは私ども、インタープリターと言っているんですが、そういうふうにステップを踏んで、地方自治体と協力してやっていきたいという形になってございます。

今、それぞれ、早く手をつけた自治体は第２ステップ、第３ステップというふうに進んできております。ただ、今、こちらに都道府県の、どこでやったかというデータは持っておりませんので、大変申し訳ないんですが、ここでお答えできない状況でございます。

○升田委員長　ほかにいかがでございましょうか。

越山委員、どうぞ。

○越山委員　食品安全のリスクコミュニケーションのことで少しお伺いさせていただきたいんですけれども、食品と化学物質の分野では、リスクコミュニケーションという分野は非常に枠組みが進んでいる分野かなと思って、これを一般消費者製品の分野でも何か活用できないのかなということを常に考えておるんです。

その一端というものは、非常に専門的なお話をわかりやすく消費者の方に伝えることは基本的な学習の上では非常に重要だと思うんですけれども、一般消費者は常にそういうことを皆さんが同時に考えているとはなかなか限らなくて、むしろ新聞か何かで、雪印の問題が発生したり、メラミンの問題が発生したりすると、この物質は、私の手元にはパンが一切れあるんですけれども、そのパンを一切れ食べたら危険なのかとか、それがどれだけ体に影響があるのか。それで、よくよく調べて聞いてみますと、それはたくさん摂取しないと体には影響がないんですという話になってしまうと、それでは、結局、危険性があるのか、ないのか。それで、せっかく新聞では会社もリコールをどんどん進めている中で、よくよく聞いてみますと、危険性はそれほどあるのか、ないのか、よくわからなくなってくるような情報が同時に発信してしまうようなことになれば、逆にリスクコミュニケーションが進めばいい反面と、正しく情報を伝えるための行政の枠組みとの関連の中から最も適正なコミュニケーションが必要になるのかなという印象を持っているんですけれども、何かその辺のところの御意見をいただければ幸いです。

○升田委員長　それでは、お願いいたします。

○食品安全委員会小平リスクコミュニケーション官　恐らく、いわゆるこういった心理学的なところも大分入ってくると思われまして、リスクコミュニケーションの中にはそういったリスク認知といった学問の分野もございます。といいますのは、未知性、全然知らないと不安になってしまうとか、あるいは自分がそれから逃れられないようなリスクだと大変不安度が高いとか、そういったことがありますので、そのリスクの内容をうまく伝えることは大変重要だと思います。

それから、おっしゃられましたように、量との関係ですというところをどのように伝えるかが大変重要になるのかなと思っています。これは厚生労働省や、あるいは各自治体、例えば先ほど食品衛生法の関係では自治体の方に業務がおりていることになっておりますが、例えば何か残留基準を超えたものがあっても、その超え方によって危険性の情報の流し方が違うことになります。物すごく超えている場合は、これは食べないでくださいという情報を流さないといけませんし、少しであれば、そんなに心配する必要はない。当然、回収しますが、もし仮に流れてしまった場合ということで、そのような、どのような場合に、どうわかりやすく情報を出すかというのは大変難しくて、いろいろリスクコミュニケーションに関する学者の先生方も、どういう情報の流し方がいいんだろうということはさまざまな分野で研究されておりますが、そこは時と場合によっていろいろ、どこをポイントに押さえるかというところを苦労しながら、各自治体も進んでいるのではないかと思っております。

少しお答えにならないかもしれません。

○升田委員長　よろしゅうございますでしょうか。ほかにはいかがでございましょうか。

今回の検討委員会は、基本的には事業者あるいは行政の方から情報を社会に発信するといいますか、提供するということなんですけれども、しかし、伝達そう伝達される消費者の側が、どう本当に認識して、その前に情報を消化するということもあると思うんですが、理解し、認識し、活用するかというところまで含まれるわけでありまして、そこの辺り、鶴岡委員もおられますけれども、マスコミの役割等々も含めて、まだまだ議論しなければいけないことはあると思うんですが、今回は一応、こういう形でヒアリングをさせでいただきまして、なお、その他の問題は、今日の御議論を踏まえまして検討を深めていきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○升田委員長　それでは、今日、文部科学省と食品安全委員会の事務局の方においでいただきまして、御説明いただきましてありがとうございました。適当な時間に御退席いただいて結構でございます。

それでは、本日予定しております最後の議題でございますけれども、第３回、第４回の委員会で御議論いただきました、リコール促進のための取組みの強化に関する論点整理案、また、その後に、委員から提出いただきました御意見を踏まえまして、事務局の方で、リコール促進の共通指針（素案）というものですけれども、これを整理しておりますので、これの検討に入りたいと思いますが、まず、御説明をお願いいたします。

○野村消費者安全課長　お手元の資料６をごらんいただければと存じます。

「リコール促進の共通指針（素案）」ということで、これは、内閣府の責任においてとりまとめをしようとしておるものでございますけれども、現在、関係省庁と調整に入っているものでございます。まだ、調整中の暫定的なものでございますけれども、素案ということで、本日お示しさせていただくものでございます。

１ページの頭書きでございますけれども、３つ目のパラグラフ、本指針は、消費者の視点から望まれるリコールの在り方として、リコールの開始決定や方法の選択等に関する目安や手順、留意点等について定め事業者を始め、事業者団体、消費者、行政その他関係者の参考に供することをもって、迅速、的確なリコールの促進を図ることを目的とする者であるというふうに本指針の位置づけをさせていただいております。

「Ⅰ．基本的な考え方」でございますが、５点挙げてございます。

１．本指針は、製品、食品、施設・設備の各分野に共通して参考されるものとする。

２．リコールの方法としては、消費者の安全・安心の確保につながる取組みを幅広くとらえる。

３．事業者は、消費者の安全・安心に係る情報について、適切な収集・分析・評価を行い、その評価に基づいて適切なリコールを実施する。

４．事業者は、リコールに関する情報をわかりやすく消費者に伝える。

５．リコール開始を決定した事業者と関係する事業者は適切な連携・協力を図るとしてございます。

Ⅱで、主要な用語について定義を置かせていただいてございます。

２ページ「Ⅲ．リコールを開始する」というフェーズについて記載をしてございます。

「１．開始の意思決定」「（１）開始の判断基準」でございます。

リコール開始の判断は、危険性の程度に応じて、迅速・的確に行うといたしまして、具体的な目安として３つにカテゴリー分けをしてございます。

クラスⅠといたしまして、死亡、重篤、ないし不可逆的な被害の発生、もしくはその恐れがある場合、直ちに開始決定を行う。

クラスⅡといたしまして、軽度、治癒可能な被害の発生、もしくはその恐れがある場合、拡大可能性、多発性、特異性などの要素をも勘案して、速やかに開始決定を行う。

クラスⅢといたしまして、被害発生のおそれはないと考えられる場合であっても、消費者の安心確保の観点から必要と判断される場合、開始決定を行うとしてございます。

また、乳幼児、妊婦、胎児、高齢者、障害者が被害者である場合の留意点について記載をしてございます。

３ページ目の（２）でございますが、原因を特定できない場合、消費者の使い方に起因すると見られる場合、経年劣化の場合等における留意事項を記載してございます。

３ページ目の下の方でございますが「２．複数の事業者間の関係」といたしまして、複数の事業者が関係している場合、基本的には、食品・製品分野においては、最終品製造事業者が、施設・設備分野においては管理事業者がリコールの開始の判断を行うとしてございます。

ＯＥＭ、ＰＢ製品等の場合には、基本的には販売・流通事業者が開始の判断を行うとしてございます。

その下でございますが、被害に係る責任は、対象品が安全性を欠く状態をつくり出した事業者にある。

一方で、関係する事業者は責任の所在が明確になっていない段階であっても、消費者の安全の確保を優先させ迅速・的確に開始決定を行うとしてございます。

その下に、関係事業者間の協力関係について記載をしてございます。

４ページ目で、実施体制の構築の必要性、日ごろからの準備が必要性について記載をしてございます。

４ページ目の下からでございますが、Ⅳ．リコールを徹底するという局面に関する考え方を整理してございます。

「１．方法の最適化」といたしまして、方法の選択に関しましては、５ページ目の頭にまいりますが、危険性の程度や拡大可能性、被害発生の原因なのに応じて適切に行われる必要があるといたしまして、具体的な目安といたしまして、クラスⅠのレベルの場合には、消費者に危険性を緊急に知らせ、使用の中止や廃棄を呼びかけるとともに、消費者の手元からの聞き取り・交換を行うほか、耐久財や設置・施工された対象品については、緊急の点検・修理・部品交換を行い、危険性の状況を行う。この場合、緊急点検等は、事業者が訪問して行うとしてございます。

クラスⅡレベルにおきましては、消費者に危険性の程度や正しい使い方などについて情報提供するとともに、流通・販売段階から対象品を収去し、必要に応じて点検・修理・部品交換を行うとし

てございます。

クラスⅢレベルにおきましては、消費者の安全確保のために、情報提供を中心に対応するとしてございます。

その下でございますが、事業者は、実施計画を作成して経時的に進行管理をする必要性について記述をしてございます。

５ページの下の方でございますが「２．リコールの情報提供」といたしまして、リコールの情報提供においては、多様な媒体の特徴を踏まえつつ、適切に選択、組合せをして、具体的かつわかりやすく情報を伝える必要があるという記載をしてございます。

特に、顧客リストが存在する場合には、直接的にリコール情報が伝わるよう事業者間で連携・協力することが望ましいと記載をしてございます。

「（３）新聞社告」でございますが、新聞社告は相当程度普及・定着している情報提供の手段であることから、わかりやすく工夫、努力の上、これを積極的に活用するとしてございます。

そのほか、関連する情報提供の在り方についての記載をしてございます。

６ページの下の方の３．で、モニタリングの実施といたしまして、事業者は、リコールを開始した後、適時モニタリングを実施するとしてございます。

７ページ「Ⅴ．関係者間の連携・協力」といたしまして、事業者団体及び消費者団体が必要に応じて事業者と協力をし、情報提供等を行うことに関して記載をしてございます。

７ページ目の下でございますが「Ⅵ．リコールを終了する」という局面でございます。

「１．終了の意思決定」といたしまして、事業者は実施計画上の目標の達成を目安として、社内の実施体制を解除する。これを実施計画上のリコールの終了というふうに概念してございます。

一方で、７ページ目の末尾でございますが、引き続き消費者からの問い合わせに対応するなどのフォローする体制をとることが望ましいと記載をしてございます。

８ページ目の冒頭でございますが、事業者は、リコール終了後、検証を行うということも必要であるということを記載をしてございます。

８ページ目の下でございますが「Ⅶ．その他」といたしまして、本指針は、適時適切に改定される必要があるということ。

最後のポツで、本指針は、消費者の生命・身体への被害を最小化する観点からリコールを扱っております。ただし、財産的な被害の発生や、生命・身体上の被害に及ばない誤表示などにおいても、本指針を参考にリコールに準じた適正な取組みが促進されることを期待する者であるというふうに記させていただいてございます。

併せまして、資料７といたしまして、事務局に直接前回の論点整理案に関わっていただいた資料をまとめた形で配付させていただいてございます。個別には御説明は省略させていただきますが、可能な範囲で、この策定作業にも反映させていただいているところでございますが、対応できていない大きなポイントといたしましては、行政、特に消費者庁において、リコール情報の収集や促進を図るような取組みが必要なのではないかといった御意見、あるいは地方消費者生活センター等における取組みあるいはマスメディアの協力等の重要性といった御指摘がございますが、冒頭、本指

針の位置づけに関して御説明させていただきましたが、本指針の主たる名宛人は、事業者あるいは事業者団体を想定してございますので、行政への要請等に関しましては、本指針で位置づけるという形ではなく、本委員会の全体的なとりまとめ方後半の方で行わせていただく中で取り扱わせていただければという整理にさせていただいてございまして、本指針の中には、それに関連する部分に関しては盛り込んでいないという形になってございますところを御理解いただければと思います。

○升田委員長　リコールをめぐる問題というのは、もっと広いわけですけれども、議題３として取り上げたいのは、今、説明がありましたように、共通指針という分野であります。

それでは、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員　７ページのところの消費者団体のところなんですが、消費者団体が情報収集・分析しと書かれています。本来行政がきちんと分析するべきであって、消費者団体にここまで役割をさせるというのは無理な話だと思います。消費者団体としたら、やはり情報を収集して更にわかりやすい形で提供するというのが在り方ではないかと思います。

それから、今回、行政の方は、書かないということですが、１ページの 11 行目に、事業者団体、消費者、行政と書いてあるので、私はここに行政の役割もきちんと位置づけた方がいいのではないかと思います。

先ほど御説明のあった、自主的なリコールを行政が収集して情報提供をしているということは、私は、非常に大きな行政の役割であって、ここにきちんと書いた方がわかりやすいと考えます。

もう一つ、新聞のところで、６ページになりますが「（３）新聞社告」に、例えばＪＩＳ規格と書かれているのですが、ここで、ただＪＩＳ規格と書かれていたのでは、一体どんなものかわからないので、後ろの方に資料としてきちんと載せていただきたいと思います。

さらに、ＪＩＳ規格と書いてしまうと、やはり食品関係などが入らないのではないかという危惧があるので、これは経済産業省さんとの話し合いが必要かもしれませんが、ＪＩＳというのを取ってしまって、こんな形のリコール社告の方法という形でもし掲載できれば、その方が消費者にとってもわかりやすいし、事業者にとってもわかりやすいのではないかと思います。

もう一つあるんですけれども、ここにサービスを是非入れていただきたいと思います。先ほど、海外の情報についてもありましたが、海外では必ず、製品とサービスとくっついてきて、プロダクトアンドサービスとなっています。サービスというものを入れた方がいいのではないかと思います。

例えばサービスの中だと、エステなんかでも質の悪いエステといいますか、そういうのがあったときに、料金を返してもらうとか、またサービスを通して提供されている製品の回収であるとか、それも関わることもあり得るので、入れていただきたいと思います。

○升田委員長　いかがでしょうか。

○野村消費者安全課長　まず、１点目の消費者団体のところの記述は、実態を踏まえた記述に修正させていただくよう更に検討させていただきたいと思います。

行政に関する記述は、御指摘のとおり、冒頭の前文のところでも、行政に関する記述がございますが、ここで行政も挙げております、私どもの整理ということでございますけれども、事業者が自

主的にリコールをするときに、こういった形でリコールをするのが望ましいのではないかという共通認識は、事業者側も、消費者側も、行政もその他関係者も同じ認識が共有できるように努力をしましょうということで、行政も掲げさせていただいておるところでございますが、更に、ほかの部分でも記載できる部分がないかどうかというのはもう少し見直しをさせていただきたいと思っております。

資料の７で幾つか御意見をいただいておりますけれども、消費者庁でリコールに関する情報の収集や、分析機能でありますとか、リコールを促すようなリコールをよくやっている企業などに対する顕彰制度でございますとか、そういう新しい制度の創設といったことに関しては中期的な課題ということで、報告書の中で御検討させていただくという整理にさせていただいてはいかがかと、現段階としてはそういうふうに考えているということでございます。

サービスに関しましては、前回までの検討の中でも御議論がございましたので、重要な論点だと認識をしてございます。

ただ、片やなかなか、例えばエステの問題もサービスが問題なのか、エステをしているときの医薬品なり、何なりの製品が問題なのかといったところの整理等、なかなか難しい課題があるのではないかと思ってございまして、関係分野の方たちに使っていただくために策定するという前提につきましては、排除されるものではないと思ってございますけれども、もう少し検討が必要なのではないかと、今の段階での認識としてはそういうふうに考えてございますけれども、関係者の御意見などもよく伺いながら、調整ができればと思ってございます。

○升田委員長　サービスの点は、大分前にも御議論いただきまして、なかなか難しい問題と、サービスといいましても、いろんなタイプといいますか、純粋なサービスと、製品を使用したサービスと、今は全くサービスを使用しない製品があるかどうかわかりませんけれども、そこのところの非常に難しいところの問題をどうするかという問題があって、そこは検討課題ではないかということは随分前に御議論があったと思うんですが、そういう意味で、対応できるサービスは一応入っているというのが、今の事務局のお答えだろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○野村消費者安全課長　ＪＩＳ規格のところの表現ぶりは、また、少し調整をさせていただきたいと思いますが、食品分野等においても利用ができないかというところは、関係省庁あるいは関係団体と相談を今進めているところでございまして、記述にしては、工夫ができるように検討させていただきたいと思います。

○升田委員長　少し委員の方に御紹介しないといけないのは、現在、この指針の素案の検討状況と、今後の予定、日程的なものがどういう日程的なものになっているかというのは、御紹介いただけるんでしょうか。

○野村消費者安全課長　この共通指針は、平成 20 年度内に最初のものを定めなければいけないということになってございます。事業者との関係性が出てくる性質の文書でございますので、パブリック・コメント等の手続を行政手続法上求められるということになりますので、逆算をいたします

と、年内には案としてまとめさせていただきたいと思ってございます。
本日の御議論で不十分な場合には、御意見をお寄せいただいた上でとりまとめさせていただいて、年内にはパブリック・コメントにかけた上で、もう一度本委員会に報告させていただいた上で、年度末までには、策定をするという手続を取らせていただきたいと思います。
○升田委員長　という前提で御意見をいただければと思います。
それでは、原委員の方が先だったと思いますので、お願いします。
○原委員　遅れてきて申し訳ございませんでした。４点意見ということでお願いしたいと思います。
リコール促進の共通指針ということで、基本的考え方と定義を前に持ってきていただいて、大変わかりやすくなったと思っております。
その上でなんですが、２ページからリコールを開始するとなっていて、開始の意思決定とあって、（１）で開始の判断基準の中に、適切な情報の収集・分析・評価に努めるとなっているので、この中に含めると思いますが、リコールを促進するためには、商品テストとか、原因究明という機能が大変重要なので、そういったことについても施策の充実を努めるというのを、最後のその他のところに、１項目立てて入れていただけたらと思います。
３ページの（２）の留意事項の２つ目の線が引っ張ってある消費者の使い方に起因すると見られる場合ということなんですが、こういう場合も本当にあるわけなんですけれども、ただ、ここで２つ目の行のところに、被害の大きさや頻度を踏まえた上でというふうに書かれておりますけれども、消費者が誤使用しているということの断定が余り入らないようにしていただきたいと思うので、消費者の使い方も考慮に入れ、その上で被害の大きさや頻度を踏まえた上でということで、単純に消費者の誤使用とか、製品の欠陥というふうにならずに、消費者が誤使用と思われるような使い方をしていても、被害の大きさとか、頻度とかで判断をされるということのように読み取れるようにしていただけたらと思います。
同じく３ページ目なんですが、「２．複数の事業者間の関係」の「（１）開始の判断主体」ですが、施設・設備分野において、管理事業者がどうなっているんですが、管理事業者だけに断定しておいていいのかどうかというのは、やや疑問で、こういった情報がどこに入ってくるかによって判断ができる主体が変わると思うんです。
ですから、管理事業者のところに多くの情報が入ってくるのですが、施設整備によってはそうではないところにも入ってくる、メーカーというか、本体直接のところもあるように思うので、少なくとも等という言葉を入れておいていただいた方がいいのではないかと思います。
もう一点、６ページの新聞広告ということで、これはリコールの情報提供ということで、ボリューム的には、５ページの２．の「（１）情報提供の在り方」「（２）直接伝達」「（３）新聞社告」と置かれているのですが、実は若い人はほとんど新聞を読んでいないんです。私も大変気にしていて、教えている大学で、ついこの１か月の間に、新聞を読んでいるかどうかというのを聞いたのですが、毎日読む子は１割もいないです。１週間のうちときどき読むとなると４割ぐらいが読んでいるかなというぐらいの感じがしていて、新聞社告だけでは、相当限界があるように思っていて、その他のところにホームページな話は出ておりますけれども、もう少し消費者の手元に届くというところで

は、携帯に直接とか、もっといろいろな工夫を考えられるような項目立てにしておいていただけたらと思います。

以上です。

○升田委員長　島野委員、どうぞ。

○島野委員　定義のところを、若干確認的な質問をしたいんですけれども、安全とは消費者の生命または身体に被害が生ずる危険性が云々と書いてあります。つまり、財産的な被害というのをどう考えるかですけれども、そのおそれがあるというのは、つまり火災なんかになった場合は、結果的に人には被害が及ばなかったけれども、火災では人に危害を及ぼすおそれがあるというふうに読めば入るんですが、最後のところに財産的に被害の発生や云々ということでわざわざ書いてあるということは、この辺はどういうふうに考えるんでしょうか。

ケンウッドと松下電工での争い（東京地判平 15.7.31 判例時報　1842 号 84 頁）のような純粋経済損失みたいなものは対象とならないと思いますけれども、その辺をどう考えられているのか教えていただきたいと思います。

あと、今、原委員の方から幾つか社告ではというのがありましたけれども、私も少し意見書に書いたんですが、是非知りたいと思ったことがあります。アメリカは制度がいろいろ違うということもありますし、人種もいろんな人がいる。

そういったときに、ＣＰＳＣは、具体的にどういう知らせ方をしているのかというのはなかなかわからない。

ピューニティブ・ダメージ（懲罰賠償）が莫大ということだから、当該企業も含めてどんな知らせ方を消費者にしているのかなというのが一つの参考になるのではないかということで、是非その辺がわかりましたら御説明いただきたいと思います。

○升田委員長　幾つか出ておりますが、よろしくどうぞ。

○野村消費者安全課長　まず、原委員の御指摘４点でございますが、分析原因究明機能の強化ということが、リコールの促進に重要だというところ、その他というところの中でそういう書き込みができるのかどうかというのは、その前の行政等への要望等の記述をどうするかというところも含めまして、どういう表現が取れるか検討させていただきたいと思います。

それから、消費者の誤使用だということで決め付けてリコールが開始されないような状況を回避すべきだというところは、そこは当然そういう考え方で進めさせていただいておるところでございますが、片やこれから関係省庁あるいは関係事業者団体等々と調整をさせていただくことになってまいります。原案段階といたしましては、今、原委員が御指摘のような考え方、基本的にはそういうコンセプトで考えをまとめたいとやってきているところではございますけれども、そこはまた調整状況等を踏まえて御報告をさせていただければと思ってございます。

施設設備分野の管理事業者のみで大丈夫なのかというのは、おっしゃられるとおり、管理事業者が設定されていないようなケースもございますので、読み得るような表現にいたしたいと思います。

新聞社告に関しましては、実態的な面、利用度、普及度がどうかというところは御指摘が前回の委員会でもあったかと思ってございます。

片やこれまでの経緯としてはリコールに関して新聞社告という手法が採用され、それなりに定着をしてきたという経緯の中で、今の消費者基本計画の中では社告をわかりやすくして消費者にわかりやすく、おわびをただ書くとかそういうことではなくて、わかりやすく危険の内容を伝えるという考え方で社告を見直していくべきだというところからリコールのレベルアップを図っていこうということで、今次の平成 22 年までの消費者基本計画の中ではそういうふうに社告が位置づけられていたと考えておりますので、いろいろな媒体の中で社告のみが重要だという認識でおるわけではございませんけれども、今までの経緯のある社告のレベルアップを図っていくというところを突破口にしていくという考え方で、これまで議論としてはきているのかなという理解で整理をさせていただいてございます。

島野委員から２点御指摘ございましたが、財産損害に関して、火災が発生して、生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合は、これは該当すると考えているのかという点はイエスでございます。

片や純粋な財産損害、例えば自分の大切な衣類に塗料がついてしまったとか、そういう生命身体への被害に及ぶ可能性のない性質の財産損害に関しては、今段階の整理としては、対象外であるかと考えてございます。

それから、ＣＰＳＣの取組み関係に関しましては、病院情報の収集状況のときにも島野委員から御指摘をいただいてございますので、国内でございますけれども、比較的詳しい人たちから情報を集めたりというのを、今、しているわけでございまして、何らかの形で御報告をさせていただければと思ってございます。

○升田委員長　情報をたくさん出すわけですが、それが先ほども話題になりましたけれども、きちんと消費者に伝達するということは非常に重要だと思いますが、その伝達の手段がやはり限られているのと、原委員も具体的な代替手段を御指摘いただけないのは、多分いろいろ難しいことがあるからだと思いますが、ただ、仮に携帯に強制的に送りつけるとなりますと、何か別の問題も発生するような気がすぐいたしますので、やはり消費者の方もいろんな自発的な取組みといいますか、そこは最低限必要になる分野かなと思います。ただ、今回はそこまで詰めた議論をしておりませんので、そういったことを、ほかに何か手段がありましたら各委員の方にも具体的に御指摘、御提案をいただければと思います。

それから、誤使用の点ですけれども、ここでの書き方というのは、一般的な文章から見れば、先ほど事務局から説明がありましたけれども、むしろ、私個人的に言いますと、誤使用かどうかというのは非常に微妙な判断でありますし、なかなかそこがはっきりしない段階でいろいろ情報を提供しますと、また別の弊害も生じるところなんですが、そういった問題は、むしろここに書いている案というのは、消費者の立場に立ったというような文章だとは思います。私の個人的な意見で、委員の方がどう思われるかというのは、またいろいろ御議論はあると思いますけれども、そのほかの御意見、中村委員、どうぞ。

○中村委員　２点ございまして、１点目は、やはり財産的な問題に関して、例えば施設設備というものを対象にする以上は、建物や建築部材の欠陥のようなものに関してもやはりリコールを考えな

ければならないだろうし、身体に関係するんですが、例えば自動車の問題に関しても同様のことが言えるのではないかと考えますと、財産的な問題に関しても含めていただきたいという点が１点でございます。

２点目は、先ほど７ページの消費者団体への要請ということに関して、対象品の危険性その他の情報を収集・分析して協力していくことが望ましいということですが、これはどんどんやるべきだと私は考えております。

なぜかといいますと、今、誤使用の話が出て、誤使用の判断という場合は、やはり消費者団体の意見というものを聞かなければ、リコールをすべきかどうか、欠陥なのか誤使用なのかという場合には、消費者団体の意見を聞いて判断するということで、有識者の判断になると非常に誤使用の認定が高くなってしまいまして、むしろ、生活レベルに近い人間からすると、これは誤使用ではなく欠陥だという意見がむしろ多くなってくるという傾向が見られますので、消費者団体にその辺の意見を求めるというのは当然であって、逆にリスクコミュニケーションの立場からも、こういう問題を広げていって、そこで論議するという方向性の方がよいのではないかと私は考えます。

以上です。

○升田委員長　そのほかに、越山委員、どうぞ。

○越山委員　若干、原委員のことをプッシュするような意見になるのかもしれないんですけれども、この指針の中では、新聞がベストと書いていないので、必ずしも新聞を強調している文面ではないと思うんですけれども、ただ、日本国内では非常に一般化しているという意味で書かれているんだと思うんですけれども、そうなれば、せっかくいろんな法律を統合して考えようとする場合は、新聞社告というのは、臨時ものの広告になりますので、通常の報告よりも、２割高、３割高というような話も聞いておりますので、これを機会に、せめて通常の広告と同じぐらいの額に収まるような、要請みたいなものが、もし、可能であればやっていただければと思います。

もう一点は、新聞社告は非常にお金がかかりますので、最近は地方紙もしっかり読まない方もおられるようなので、いっそうポータルのチラシみたいなもので、いろんなリコールをやっていますよということを一覧的に見られるものを１週間に１回だとか、１か月に１回だとか、全国的に配布するだとか、新しい情報の伝達ルートみたいなものも一つの提案として述べさせていただければと思います。

以上です。

○升田委員長　ほかにはいかがでございましょうか。中川委員、どうぞ。

○中川委員　２点であります。

何度も出ている財産被害の話なんですが、話の中身というよりも、所管の問題が気になるんです。この会は安全の検討会だと思うんですけれども、われわれがつくるリコール指針案について、生命身体の安全と関係のない純粋な財産的被害、それは何かというと、たとえばよく遅れる時計とか、そんなことなのかなと思うんですけれども、誤表示なども含めて、結局は取引被害ではないかと思うんです。仮に私の理解が正しいとすると、そのような問題をここで議論をすることなのかと先ほどから気になっておりまして、それが１点です。

もう一点は、書きぶりの確認ですけれども、４ページの上から黒ポツが４つほどございますが、３つ目の黒ポツで、ここだけ海外の製造事業者の内国法人は、社会的責任の観点から連携・協力とあり、それ以外の黒ポツのところは、リコール開始決定以外の事業者については、連携・協力に努めるという書きぶりになっておりまして、多分これは意図的に書きわけたんだと思いますが、社会的責任以外の連携協力に努めるというのは、いかなる責任なのか、そういう質問が来そうな気がします。なかなか説明は難しいところだと思いますが、もし現段階である程度、何かイメージがございましたら御教示いただければと思います。

○升田委員長　最後の点はいかがでしょうか。

どうぞ。

○野村消費者安全課長　ここで書いてございます海外の製造事務所の内国法人はというのは、このリコールの対象になっている対象品と何ら関わりがない、そういう法人という前提で社会的責任の観点からと書いてございます。

一方、ほかのポツのところでございますけれども、自分自身が安全性を欠く状態をつくり出したわけではないとしたとしても、安全性を欠く対象品を消費者に提供するという行為にコミットしてしまったという事業者と何ら関わっていない、看板だけが共通しているという法人は、レベルとしては、段階が違うのではないかということで書き分けさせていただいてございますが、大きな意味では、社会的責任でくくれることかとは思いますけれども、段階が違うということで、こういう記載の仕方にさせていただいてございます。

それから、前段の方の財産的損害取引以外の関係でございますけれども、そもそもここで議論することも是非に関しましては、おっしゃられるとおり、この委員会の所掌の範囲を超える話ではございますけれども、いろいろな御意見、今回ここでとりまとめをさせていただいたことのみで、こういうものが最後ということではなくて、どんどんいろんな議論を重ねながら、バージョンアップされていく性質のものだと考えてございますので、いろいろな観点から御議論いただいて、それを議事録として残させていただくということは、御議論としては、私どもとしては非常にありがたいと思ってございます。

○升田委員長　そのほかにも、多分御意見がおありだと思いますが、今日は時間が少し過ぎてしまいましたけれども、先ほど御説明いただきましたように、既に日程的にスケジュールを立てておりまして、各委員からも御意見をいただきましたし、今日もまた御意見をいただきましたし、また、今日の議論を踏まえまして、何か御意見もおありではないかと思いますが、12 月 19 日の金曜日になりますが、こちらの方で勝手にスケジュールを決めて申し訳ありませんが、文章で事務局の方まで御提出いただければ、またそれも踏まえますというと、そのとおりにしないといけないのかということになるんですが、それを参考にさせていただきまして、更にパブリック・コメントと、関係省庁の協議を経るという必要もありますし、それから、もともと今回の共通指針としてまとめる内容というのが、もともと今回は限定されておりまして、それ以外の問題については、今後の課題ということもありますので、そういった点も仕分けしながら、是非御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○岡田国民生活局審議官　財産被害との関係でいろいろと御意見をいただいたんですが、実は、この指針をつくるのは、役所で一月考えたからできたということではなくて、この前に、研究会をやって、そちらの方で関係の先生方の御意見を踏まえた上で成果をつくって、それを踏まえて指針ということで事業者の方に利用していただけるような形でまとめたものではありまして、その研究会そもそもが、安全ということを対象にして行っておりますので、安全と全く関係ない財産被害まで問題を広げて考えるとなると、更にさかのぼって、もう一度どういう影響があるのか、その問題の広がりも私は今すぐ理解ができなくて、いろんなことを考えなければいけないのかなということがございまして、そもそも今回の検討に、最初に安全問題に限るという形でやってきているということについては、そういう限定の中で作業をやっているということについて、少し御理解をいただければと思います。

○升田委員長　それから、先ほどのスケジュールが終わりました後に、また、本委員会に御報告をいただけるということでよろしいんでしょうか。

そういうスケジュールになっておりますので、いかがでしょうか、最後の最後になりますが、特にこの段階で何か言っておきたいということがございましたら、よろしゅうございますしょうか。

（「はい」と声あり）

○升田委員長　それでは、本日の予定は以上でございまして、事務局から今後の予定等を含めまして、連絡事項がございましたらお願いいたします。

○野村消費者安全課長　２点ございます。まず、次回の委員会でございますが、年内は今回が最終回でございます。年明け１月 16 日に第６回の本委員会を開催させていただきます。

第２回、第３回で御議論いただきました事故情報の一元化の関係及び第３回で複数の委員から御意見をいただきました消費生活センターを始めとする地方支援の関係に関しまして、予算編成の状況を踏まえまして御報告をさせていただいて、御議論をいただければと思ってございます。

もう一点でございますが、今回、ワーキングを含めまして、今回までで９回既に御議論いただいてございますが、一度中間的に消費者政策部会の方に中間報告をさせていただくのが適当な時期に来ておるかと考えてございます。

１月の中下旬を予定してございますが、議題の大半が本委員会に関わる議題ということでございますので、消費者政策部会と消費者安全に関する検討委員会の合同会議という形式を取らせていただく予定にしてございます。御予定をいただくお願いばかりで恐縮でございますが、可能な限り、また後ほど御案内させていただきますので、御出席いただければ幸いに存じます。

○升田委員長　本年の会議はこれで終了いたしまして、来年は１月 16 日ということになります。いろいろ各委員の方々には御尽力いただきまして、どうもありがとうございました。よいお年をお迎えいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。